

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

公共工事標準請負契約約款第 30 条（不可抗力による損害）の改正に係る
国土交通省発注工事における取扱いについて

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定。以下「公共約款」という。）第 30 条においては、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担することとされております。

先般、中央建設業審議会において同条が改正され、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における不可抗力による損害については発注者が損害合計額を負担することとなり、「公共工事標準請負契約約款の実施について」（令和 4 年 5 月 18 日国土交通省中建審第 4 号）において、中央建設業審議会会長から各公共発注者の長に対し、当該改正を令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした旨の勧告があったところです。

これを受けて、今般、国土交通省では、国土交通省発注工事において受注者負担の軽減の対象となる「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の範囲を定め、各地方整備局等に対し通知した旨情報提供がありました。

また、これを踏まえ、各公共発注者に対して、当該通知について参考送付するとともに、請負契約の締結に当たり改正後の公共約款第 30 条の規定を適切に設定するなど適切な対応を図るよう要請している旨、情報提供がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

別添 1 国土交通省通知文

別添 2 【新旧対照表】公共工事標準請負契約約款

以上

（担当）事業部 事業企画課 山中

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp